

児童クラブ利用に関する内規

参考資料 8

(初回)平成30年度利用開始の申請より適用
(H30.6.26改訂)平成31年度利用開始の申請より適用
(R1.7.3改訂)令和2年度利用開始の申請より適用
(R3.3.31改訂)令和3年度利用開始の申請より適用

72

1 利用資格について

次の(1)・(2)の要件をすべて満たしている方が対象

- (1)本市に在住又は在学する小学校 1～6 年生児童
- (2)保護者が就労・疾病・介護等により、家庭で適切な支援を受けることができない児童

※上記基準が満たされていても、クラブ定員超過の場合は待機児童とする。
※産休期間中(産前6週・産後8週)及び育児休暇期間中の家庭は、利用対象とする。
※利用の承認がされても、ご家庭等で児童の保育ができる日はご遠慮してもらおう。

2 開所日・開所時間

- (1)授業日：授業終了後～19:00
 - (2)休業日：7:00～19:00
 - (3)土曜日：水海道小・石下小児童クラブ 毎週：7:00～19:00
水海道小・石下小以外の児童クラブ 第1・3：7:00～13:00
- ※土曜日の利用については、前月20日までの予約制とする。
※水海道小・石下小児童クラブのみ土曜日利用希望者の利用を可能とする。

3 休所日

- ①上記以外の土・日・祝日
- ②お盆(8/13～16), 年末年始(12/29～1/3)
- ③台風・大雪・伊弉諾等による小学校の臨時休校日(授業途中の臨時休校も含む)

4. 申請(変更)受付・締切・利用開始日

- (1)翌年度分の当初申請について

提出書類	①利用申込書(両面) ②証明書(就労・自営・内職・療養・介護等のいずれか)※両親分のみ提出 ※書類不備・不足は受付不可とする。
------	---

提出期間	結果発送日(予定)	利用開始可能日
利用前年度 10 月～利用前年度 11 月下旬	利用前年度 1 月中旬	利用年度 4 月初日

※提出期間以降の申込については、4月初日以降の利用になることがある。
※求職・就職予定者については、就労証明書無しでも上記期間内に預かることは可能とする。また、利用開始可能日に間に合う就労証明書最終提出期限については下記の表のとおりとする。期限を超えたときは、次の期間の内容が適用となる。

就労証明書最終提出期限	利用開始可能日
利用前年度 3 月 15 日まで	4 月初日
利用前年度 3 月 16 日～3 月末日	4 月初日以降

(2) 4月以降の新規申請(通常利用・長期休暇のみ利用), 内容変更について

内容	通常利用	長期休暇のみ利用(夏冬春休み)
受付	随時受付	下記のとおり
締切	毎月 15 日締切(1 ヶ月単位) ※15 日が土日祝日と重なる場合は前日が締切日	休暇開始日から利用の場合 夏休み=6 月末日 冬休み=11 月末日 春休み=2 月末日
利用開始日	締切日の翌月 1 日から	長期休暇開始日から
提出書類	<p>新規申請の場合 『5(1) 翌年度分の当初新規申請について』の記載内容と同じ</p> <p>内容変更の場合 ①申込事項変更届 ②就労証明書等(必要な方のみ) ※1: ②は勤務先, 勤務日, 勤務時間の変更時のみ提出 ※2: <u>勤務関係, 利用日, 利用時間の変更については, 内容を審査し結果を通知する。</u> ※3: 住所, 氏名等の審査の必要がない変更は提出のみとなり, 通知はしない。</p>	
結果発送日	締切月の 20 日頃	夏休み=7 月上旬 冬休み=12 月上旬 春休み=3 月上旬
その他	上記の締切・利用開始日では困る家庭, 及び緊急的に利用が必要な家庭については事情を詳しく聞き取りのうえ, 最短で利用可能な日から承認する。	

(3) 各種書類の提出先

提出書類	提出先
新規申請書	各児童クラブ, こども課, 暮らしの窓口課
変更届	各児童クラブ, こども課, 暮らしの窓口課
中止届	各児童クラブ, こども課, 暮らしの窓口課

5 申請書類(新規申請, 変更届, 中止届, 取下・取消届)

- 配布: ①各児童クラブ
②こども課
③暮らしの窓口課
④ホームページよりダウンロード

- 提出先: ①各児童クラブ
②こども課
③暮らしの窓口課
④郵送については, 投函日ではなく受付日を申請日とする

6 利用日の許可について

- 利用日: ①授業日=通常授業日, 早期下校から選択して決定
②休業日=土曜日, 振替休日, 夏冬春休みから選択して決定

7 審査結果に対する申出について

(1) 申出については再審査し、結果を通知する。

(2) 受付・締切等は以下のとおりとする。

① 利用前年度中(3月末日まで)の申出

申出日	申出後の内容による利用開始日
利用前年度3月15日まで	利用年度4月初日
利用前年度3月16日から3月末日まで	利用年度4月初日以降

② 4月以降の申出

『5. 申請(変更)受付・締切・利用開始日 (2)4月以降の新規申請(通常利用・長期休暇のみ利用), 内容変更について』と同じ扱いとする。

8 送迎について

利用日	対象児童	通所	お迎え
放課後	小学校と同一敷地内の児童クラブ, 三妻小学校児童	徒歩	保護者等
	大生・五箇・菅原小学校児童	ワゴン等	
学校休業日	全児童クラブ	保護者等	
放課後ふれあい スクール終了後	小学校と同一敷地内の児童クラブ	徒歩	
	大生小・五箇小・三妻小・菅原小学校児童	ワゴン等	

※ 小学校と同一敷地内の児童クラブについては, 小学校の兄弟の通学班との下校も可能とする。(小学生の兄弟に引き渡し)

9 使用料・減免について

■ 使用料金表

区分		料金	開所時間
月単位の 利用	8月以外の月 (月～金)	利用日数(10日以内)	放課後～ 19:00
		利用日数(11日以上)	
	8月(月～金)	利用日数(10日以内)	
		利用日数(11日以上)	
期間利用 (右記期間内 の月～金)	学年始休業日(4月中の春休み期間) ◎期間=4/1～4/5	1,000円	7:00～ 19:00
	夏季休業日(7月中のみ) ◎期間=7/21～7/31	2,000円	
	冬季休業日(冬休み期間) ◎期間=12/25～1/7	1,500円	
	学年末休業日(3月中の春休み期間) ◎期間=3/25～3/31	1,000円	
	その他の休業日	1,000円	
土曜日利用加算(1日につき)		300円	

■ 使用料詳細規程

○ 月単位の利用については, 夏休み(7月分)・冬休み・春休みの利用を含む。

○ 期間利用については, その休業日にかかる始業式・終業式, 県民の日, 創立記念日, 振替休校日, 家庭訪問期間及び新1年生の午前日課授業期間を含む。

■半額・無料・減額・免除内容

	対象	内容	提出書類
①	同一世帯に児童クラブ利用児童が2人以上いる場合の2人目の利用児童	半額	無
②	同一世帯に児童クラブ利用児童が3人以上いる場合の3人目の利用児童	無料	
③	児童クラブ利用年度の前年度の住民税が非課税の世帯	半額免除	常総市児童クラブ 使用料減免申請書 (条例第11条より)
④	生活保護受給世帯	全額免除 (無料)	

■減免詳細規程

- ①及び②について、2人目以降の数は、高学年から1人目の数え順とする。
- ①及び②について、2人以上登録している世帯で、1人目が月単位(1カ月間)で1日も利用がなかった場合、2人目の使用料は半額にならず、1人目分の使用料とする。3人目以降も同様とする。
- ③について、当市で課税状況が確認できない方(転入者等)は、課税証明書又は納税証明書を一緒に提出すること。(利用年度の前年の1月1日に常総市に住所がない世帯)
- ①及び③の両方に該当する場合は、①の減額後(半額)の額のさらに半額を減免となる。
- ③及び④について減免申請書が未提出又は、提出されていても減免許可となっていない場合、減免は適用されない。
- 減免については、減免許可が適用となる月より前に遡っての還付はしない。
- 年度途中から使用料減免申請書を提出し承認となる場合は、減免申請書提出月の翌月分からの使用料から適用とする。

10 受入人数超過時の受入優先基準

(1) 優先順位は下記基準表に掲げる合計数に高い順による

■審査基準表

No.	状況	指数
1	入所を希望する児童が心身障害者である。	60
2	入所を希望する児童が1年生である。	60
3	入所を希望する児童が2年生である。	50
4	入所を希望する児童が3年生である。	40
5	入所を希望する児童が4年生である。	30
6	入所を希望する児童が5年生である。	20
7	入所を希望する児童が6年生である。	10
8	母子世帯、父子世帯又はこれに準じる世帯である。	2
9	生活保護法に定める保護世帯である。	2
10	兄弟姉妹が同児童クラブに申込み場合。	1

(2) 基準表により決定した合計数が同じ者の優先順位は、下記の順序による

1. 入所を希望する児童の学年が小さい者
2. ひとり親世帯である者

11 各種様式について(配布用)

- 別紙のとおり
- ①常総市児童クラブ利用申込書
 - ②常総市児童クラブ利用申込書(記入例)
 - ③常総市児童クラブ利用許可通知書
 - ④常総市児童クラブ利用不許可通知書
 - ⑤申込事項変更届⑥利用中止届
 - ⑦常総市児童クラブ減免申請書
 - ⑧就労証明書等
 - ア.就労(内職)証明書兼自営業・農業従事申告書
 - イ.療養・看護・介護状況申告書
 - ⑨申請取下・利用承認取消届

※①～⑦については、常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則様式

※⑧，⑨については、内規様式